

令和7年度施設園芸省エネ化緊急対策事業（概要版）

R7.2.28 農産園芸課

1 事業目的

燃料高騰による影響を受けた施設園芸農家に対し、燃料経費や化石燃料削減につながる省エネ機器の導入等を支援し、持続可能な栽培体系への転換を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和7年度

3 補助対象経費

- ・ヒートポンプ（設置費用を含む）

以下は木質バイオマス加温機利用者に限る。

- ・ヒートポンプ（設置費用を含む）
- ・重油暖房機（設置費用・付帯装備（ダクト・4段サーモ等）を含む）
※ヒートポンプと一体的に導入する場合に限る。
※重油加温機の導入台数は、当該ハウスで使用している木質バイオマス加温機の台数以内とし、導入する重油加温機の能力は、既存加温機の能力と併せて当該ハウスに必要な熱量をまかなえる能力までとする。
- ・撤去費
※木質バイオマス加温機を転換する場合に事業遂行上必要な場合に限る。
※木質バイオマス加温設備の撤去費が対象。
※撤去のみや重油加温機の撤去費は対象外。

4 負担割合

県 1/2、事業主体 1/2

5 事業実施主体

農業者の組織する団体

- ・農業者の組織する団体：構成員が3戸以上
- ・農地所有適格法人：農作業に直接150日以上従事する正社員が3名以上

6 取組みの要件

- ・セーフティネット（収入保険制度又は野菜価格安定制度等）に加入済み、又は、今後加入の意思があること。
- ・県や市町村から採択を受けた事業でないこと。

7 対象品目

園芸品目（野菜、花き、果樹）